

## 災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

### (1) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

### (2) 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

\* 災害救助法が適用されている地域は次のとおりです。

(平成 29 年 7 月 6 日現在)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
平成 29 年 7 月 5 日	<b>【福岡県】</b> 朝倉市 (あさくらし) 朝倉市東峰村 (あさくらぐんとうほうむら) 田川郡添田町 (たがわぐんそえだまち)	平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 * 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
	<b>【大分県】</b> 日田市 (ひたし) 中津市 (なかつし)	

以上